

誓 約 書

平成 年 月 日付私等申し出の 市町 番
地外 筆 (m²) の農地転用に関し、農地法第 条の許可を受けるに
ついては、次の事項を遵守することを誓約いたします。

平成 年 月 日

住 所

転用組合員 (印)

住 所

転用関係者 (印)

手取川七ヶ用水土地改良区

理 事 長 本 屋 彌 壽 夫 殿

- (1) 手取川七ヶ用水土地改良区地区の農地転用及び転用に伴う決済金規程第5条の規定による決済金は、貴土地改良区の決定額を何等異議なく承諾いたします。
尚 前段決定額の決済完了後申出に係る意見書の交付を受けること。
- (2) 当該転用農地内に現存する農業用施設の維持管理及び既存農業用施設の利用を害さないための仮設工の施行。
- (3) 当該転用農地内に現存する農業施設についての転用者の責に帰すべき毀損の復旧。
- (4) 当該転用農地が将来、土地改良事業用地となったとき又はそれらの土地改良事業により造成された施設の利用上、利害関係が生じたときは善意を以って事業に協力すること。
- (5) 水路に対する汚水の注入及び汚物の投入禁止。
- (6) この誓約に違反した場合は、如何なる処置も異議を申立てないこと。